

一ツ葉有料道路休憩施設自動販売機設置者募集要項

宮崎県道路公社（以下「公社」という。）が管理、運営する一ツ葉有料道路休憩施設における自動販売機設置者（以下「設置者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項を御承知の上、お申し込みください。

1 公募事項及び物件

- (1) 一ツ葉有料道路休憩施設で清涼飲料水等を販売するための自動販売機設置
- (2) 公募物件
別添公募物件説明書のとおり。

2 応募資格要件

以下の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 以下に該当する者でないこと。
 - ア 契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号から第4号に掲げる者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）167条の4第2項の規定により宮崎県その他の自治体が実施する一般競争入札への参加を制限された者でないこと。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けていること。
- (4) 地域要件については以下のとおりとする。
 - ア 法人の場合は県内に本店、支店又は営業所を有し、個人の場合は県内に居住し業を営んでいること（地域要件A）。
 - イ 法人の場合は県内に本店を有し、個人の場合は県内に居住し業を営んでいること（地域要件B）。
- (5) 宮崎県内に住居を有する確実な連帯保証人2名を立てられる者。ただし、設置者に決定された者が、これまでに国、地方公共団体又は公社の施設において、自動販売機設置の実績があり、公社がその実績を確認できる場合は、連帯保証人を立てる必要はない。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自らの管理運営する2年以上の実績を有していること。
- (7) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金を滞納していないこと。

3 公募条件等

(1) 営業料（設置料）等

ア 設置期間

自動販売機の設置期間は、令和8年4月1日から令和12年2月28日までとします。ただし、以下の場合は、設置契約を解除することがあります。

（ア）設置者が設置条件に違反する行為を行ったとき。

（イ）公社が一つ葉有料道路休憩施設の管理上その他の必要を認めるとき。

イ 営業料（設置料）

物件ごとに設置者として決定した者が提示した応募申込書記載の営業料（設置料）率により毎月1日から末日までの販売額を乗じて得た額を営業料（設置料）とし、翌月末までに公社が指定する口座に振り込むものとします。

この場合、販売額は消費税額及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）相当額を加えて得た額とします。

ウ 光熱水費及びその他必要経費

光熱水費、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は設置者の負担とします。なお、設置者は、自動販売機の設置に当たって、電気料を算定するための子メーターを設置者の負担で設置し、営業料（設置料）とは別に、公社が算定した電気料について、公社が指定する期日までに納入してください。

エ 設置区画等

設置区画等は、別添公募物件説明書記載のとおりとします。また、自動販売機及び3(3)イに定める使用済容器の回収ボックスは、公募物件ごとに示した場所に、設置面積を超えないものを設置してください。また、必要に応じて、転倒防止対策も併せて行ってください。

オ 環境配慮

自動販売機の設置に当たっては、塩害対策及び省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷の低減対策をした自動販売機の機種の設置に努めてください。

(2) 使用上の制限

ア 設置契約書の設置条件を遵守し、営業料（設置料）等を定められた納入期限までに確実に納めること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ウ 自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を公社の承諾なく第三者に委託してはならないこと。

エ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、公社の指示に従うこと。

オ 販売品目は、各物件ごとに別添公募物件説明書記載のとおり（缶・ペットボトル・ビン等の密閉式の容器入りの清涼飲料水等）とする。酒類の販売及び標準小売価格を上回る価格での販売は行わないこと。なお、設置後に販売品目を変更する場合は、事前に公社と協議を行い、その指示に従うこと。

(3) 維持管理責任

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置者が行うこと。なお、商品又は自動販売機が汚損又は毀損したときは、設置者の負担によりすみやかに復旧するとともに、設置者の損害について、公社の責めに帰することが明らかな場合を除き、公社はその責めを負わない。また、商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 使用済容器の回収ボックスは、販売する飲料の容器（缶・ペットボトル・ビン等）の種類に応じたものを設置し、パーキングエリアの美観を損なうことのないよう、設置者の責任で適時適切に回収すること。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、速やかに手続等を行うこと。

エ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 原状回復等

設置者は、設置期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復してください。また、設置者は、公社に対し、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、その他一切の費用について補償を請求することができません。

4 応募申込手続

(1) 申込方法

申込みは、郵送又は持参によるものとします。なお、郵送の場合は書留とし、かつ、「自動販売機設置応募申込書」と明記してください。また、申込期間内必着とします。

(2) 申込期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月27日（金）まで
(午前9時～午後5時 土・日・祝を除く)

(3) 必要な書類（各1部）

次の書類を物件番号ごとに提出してください。

ア 応募申込書（第1号様式）

イ 設置場所への自動販売機及び使用済容器の回収ボックスの配置図

ウ 役員等一覧（第2号様式）

エ 誓約書（第3号様式）

オ 販売品目一覧（第4号様式）

カ 設置を希望する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力が確認できるもの）

- キ 2(3)に係る許認可等を受けていることを証する書類の写し（許認可等を必要とする場合のみ。）
- ク 県税の納税証明書（県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）及び地方法人特別税並びにこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書類）
- ケ （法人）登記事項証明書（現在事項証明書）
（個人）住民票記載事項証明書
- コ 2(6)に係る実績を確認できる書類（様式任意）

※ ク及びケは、発行後3か月以内の原本に限ります。なお、複数の物件に応募する場合は、いずれか一つの物件についてのみ（3）の全ての書類を提出し、その他の物件については、（3）ウ、エ、キ、ク、ケ及びコは省略して差し支えありません。

※ 提出書類に関しては、理由の如何を問わず、返還しません。

(4) 申込書等の書換えの禁止

応募者は、一旦提出した応募申込書等の書換え、引換又は撤回をすることはできません。

(5) 応募申込みの無効

次のいずれかに該当する場合は、無効となります。

- ア 応募資格のない者が行った応募申込み
- イ 応募申込みに関し不正な行為を行った応募申込み
- ウ 応募申込書等の金額、氏名、印鑑その他主要な部分について誤脱又は判読不能なものがある応募申込み
- エ 記名押印を欠く応募申込み及び金額を訂正した応募申込み
- オ 応募申込書等（添付書類を含む）に虚偽の記載を行った応募の申込み
- カ 応募者が同一物件について複数の応募申込みを行ったときは、その全部の応募申込み
- キ 申込期間までに応募申込みがなかったもの
- ク 応募に関し、公社の担当職員の指示に従わなかった者の応募申込み
- ケ 前各号に掲げるもののほか、この「募集要項」に規定する応募に関する条項に違反した者の応募申込み

(6) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は、行いません。

5 設置者の決定

- (1) 公募物件ごとに提出された応募書類の審査を行い、「2 応募資格要件」に定める資格を全て満たしている者を選定対象者とします。
- ただし、全ての公募物件について(4)の地域要件Aを満たすことを要しますが、物件番号2(公募物件説明書)については、まず地域要件Bを満たす者から次の(2)の選定を行い、該当者がないときはそれ以外の者から選定を行います。
- (2) 選定対象者のうち、公社が定めた最低営業料(設置料)率(3割)以上で、最高営業料(設置料)率で応募申込みを行った者を設置者とします。最高営業料(設置料)率の応募が2者以上ある場合は、当該応募者立合いのもと、くじにより選定します。
- (3) 設置者の決定は、3月2日(月)頃を予定しています。設置者の決定後、応募者に選定結果を連絡します。
- (4) 応募者数等の応募状況、設置者名について、公社ホームページ等において公表を予定していますので、あらかじめ御了承ください。

6 設置の手続き

設置者に決定された方は、別途定める期日までに、「一つ葉有料道路休憩施設自動販売機設置契約書」を提出していただきます。

なお、連帯保証人を立てる必要がある場合は、当該人の記名押印が必要になります。

7 設置者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに設置の手続に応じなかった場合
(2) 設置者が応募者の資格を失った場合

8 その他

設置手続に関する一切の費用については、設置者の負担とします。また、設置者都合による契約の解除は、設置後1年を経過し、かつ、2か月前までに申入れがあった場合には、これを認めるものとしますが、契約解除により行う公募への参加は認めません。

問い合わせ先

宮崎県道路公社 道路課 道路業務班 前田・岡田

〒880-0805

宮崎県宮崎市橋通東2-7-18

電話 0985-25-1588